

波多野富之助と近代雲ヶ畑

－林業・御猟場・志明院－

東 昇

1 波多野富之助の履歴

波多野家の明治・大正期の当主である波多野富之助（1867～1940）と近代の雲ヶ畑について、林業・宮内省の御猟場・岩屋山志明院の3点から概略をまとめてみたい。

波多野富之助の履歴については、本人が大正13年（1924）12月に作成した文書（文書番号10-20、以下同）により、詳細が判明する。富之助は、慶応3年（1867）10月5日、前代の六之丞（4代）と糸いの長男として生まれた。明治9年（1876）5月に雲ヶ畑校小学の二等小学第8級を卒業しており（3-13）、明治15年3月に雲ヶ畑小学校を卒業し家学を修めるとある。その後、村行政、山林行政、御猟場関係の職や委員を勤めていく。

まず村行政関係では、卒業と同時に、雲ヶ畑村書記として村役場に勤務、同28年9月28日雲ヶ畑村収入役に選任された。明治36年には家督相続し、4月7日農事改良委員、12月16日雲ヶ畑村長となった。家業は林産とあり林業を経営しながら村の行政に携わっていた。その後、明治40年1月大日本武徳会京都支部の地方委員、4月11日雲ヶ畑村会議員に当選、12月15日雲ヶ畑村長を満期退職した。大正5年（1916）3月雲ヶ畑施業土工森林組合長、同6年6月20日上京税務署所轄内郡部所得調査委員、同9年7月20日国勢調査委員、9月16日上京税務署所轄内相続税審査委員となる。

つぎに山林行政として、明治38年11月27日京都府山林会の常議員に当選し、12月18日委員を囑託される。同42年6月大日本山林会20回総会委員、大正7年3月1日農商務省より京都地方森林会議員に任命され、昭和6年まで継続する。

最後に御猟場、宮内省関係では、明治38年3月宮内省の御猟場再設置請願（宮内庁文書1534「猟場録」明治38年5号）を主猟局へ行い、10月の愛宕御猟場設置に伴い、10月18日宮内省主猟局より愛宕御猟場の監守長に任命された。その後大正12年の御猟場廃止まで継続し、宮内省との関係が深まり、大正元年仕人として9月の明治天皇霊柩供奉、同3年内舎人として5月昭憲皇太后霊柩供奉、同4年11月大嘗祭では南神門で火炬師を勤めている。このほか雲ヶ畑の高雲寺総代を務め、昭和2年（1927）に国宝編入鑑定願（12-311）を提出している。これまで富之助については、大正期の乳受容の事例として、食文化の分野から研究されている（橋爪：2019）。

2 波多野家の林業経営

波多野家の林業経営に関しては、明治42年10月発行の京都府山林会・京都府材木業組合連合会編『京都府山林誌』により概略が判明する。『京都府山林誌』は、大日本山林会20回総会の京都府開催を記念して編纂された。京都府山林会は、明治35年12月総会で設立され、翌36年6月父波多野六之丞が山林会員の嘱託を受けた(7-68)。前述の通り富之助は明治38年11月常議員当選以降、委員を歴任する。この『京都府山林誌』編纂では、府下の関係者に調査・協力依頼が行われた。6月28日愛宕郡役所庶務係から雲ヶ畑村役場に対し取調依頼があり、7月10日には村役場から富之助へ、そして18日に、富之助はつぎの「植林ニ付調」(10-20)を提出した。

植林ニ付調

愛宕郡雲ヶ畑村波多野富之助

一沿革

古来本村ヨリ京都ニ通ズル道路ハ頗ル嶮岨(中間萬壽峠ト称スル嶮岨アリ)ナルニ因リ、男子ハ肩脊ニ負荷シ、女子ハ頭上ニ戴キ柴薪及黒木(木炭ノ素元ニシテ稍ヤ煙ヲ抜キシモノ)ヲ京都へ運搬スルノ外運送ノ途ナク、蓋村ノ男子ハ日々之ヲ鬻ギ米銭ニ替へ、僅ニ生計ヲ立テ居リシヲ以テ、杉檜等運輸ニ不便ナルモノハ生育セシメズ、僅ニ自家建築用材トシテ最モ栗木ヲ重用シ、杉檜等ハ間々之ヲ仕用シ、松材ノ如キハ柴生等ニ害アリトシ之ヲ伐除シ、殆ンド生育セシメザリシ慣習ニシテ、其先祖ハ旧慣ヲ墨守スルノミナリシガ、七代ノ祖儀左衛門ニ至リ、杉檜ハ建築用材トシテ好良ナルヲ認め、延享寛延ノ交山稼ノ傍ラ路辺、又ハ谷川沿及稼場日蓋トシテ柴生ニ適セザル地ヲ選ミ僅少ノ挿杉ヲ為セリ、其子祐助父祖ニ倣ヒ又少許ノ挿杉ヲナセリ、其子高祖父儀左衛門ニ至リ倍々其行為ニ習ヒ所々ニ挿杉ヲ為セシガ、又其子曾祖父六之丞ハ文化天保ノ交其種子ヲ採リ各所ニ少許宛ノ杉檜ヲ植付ケシニ、郷人ハ奇ヲ好ム者トナシ一般ノ嗤笑ヲ買ヒシニ、其生育頗ル良好ニシテ建築用材トシテ最モ本村ニ適スルヲ知り屈セズシテ倍々之ヲ継続シ、又道路ノ附替等ニ尽力シ文政五年村人ト協力シ下々道ヲ開通(萬壽峠ヲ越ユルヲ俗ニ上通ト称ス)シ交通ノ便ヲ開キタリ(此延長約五十町)、其子六之丞ハ斯業ノ前途有望ナルヲ知り先志ヲ継ギ、弘化以後明治初年迄盛ニ植林ヲ継続シ居リシカ、宛モ京都火災等ノ為メ頓ニ木材ノ需要ヲ来セシヨリ、父六之丞ハ本村生産上頗ル有利ナル事業タルヲ認め大ニ造林ニ勉メ、同時ニ村内ヲ奨励シ村民モ其斯業ノ本村ニ適スルヲ曉ルニ至リ、明治元年三月初メテ村内ニ杉檜三千本ノ植付ヲ見ルニ至レリ、而シテ其間運輸ノ企図ヲ立テ所々道路ヲ改築シ、明治十三年村民ト計リ主トシテ車坂ノ嶮路ヲ附換へ、荷車往復ノ便ヲ得ルタリ、其他河川ヲ開キ水運ノ便ヲ計リ頗ル交通ノ道ヲ講ジ、尚良材ノ養成ニ腐心シ明治二、三年頃ヨリ枝打法ヲ考出シタリ、斯法ノ如キハ現時整林上必須ノ仕立法トナレリ、然レトモ明治二十二三年頃迄ハ其進歩猶遅々タリシガ、爾来世ノ進運ニ伴ヒ杉檜材ノ需要著シク増加セルニ連レ長足ノ進歩トナリ、村内ニ年々五万及至十万本ノ植付ヲ見ルニ至レリ、明治三十六年父隠居ニ付相続後倍々造林ニ尽力シ、明治三十七八年以後ハ其数頓ニ増加シ、僅ニ九十戸未滿ノ村落ニ於テ毎年四十万本ヲ下ラザル植林ヲ見ル、伴テ苗木ノ購入ハ從來殆ント他ヨリ供給ヲ受ケシモ大ニ感ズル所アリテ、種子ヲ精撰シ栽培移植セシニ、他ノ購入品ニ比シ頗ル好良ナルヲ認め、又一般ニ奨励シ現今ハ殆ンド他ノ供給ヲ要セザルニ至レリ、昔時斯業ハ宛然タル副業ニシテ時々村人ノ嘲笑ヲ買フニ過ギサリシモ、明治二十年以後ハ本村最重要ノ産物トナリ、其収穫ノ如キハ全村他ノ産物ニ比シ殆ンド六七分ヲ占ムルニ至レリ

二現況

先祖儀左衛門(先代六之丞長男、正徳五年出生 宝暦二年死去)延享寛延年間山稼ノ傍ラ路辺又ハ谷川縁及稼場日蓋トシテ柴生ニ適セサル地ヲ選ミ挿杉セシモノ現存二本存在(目通り尺廻シ約一丈三尺)

全祐助(先代儀左衛門長男、寛保三年出生 天明四年死去)明和安永年間挿杉セシモノ現存

三本(目通り尺廻シ約一丈一尺)

高祖父儀左衛門(先代祐助長男、明和二年出生、天保八年死去)天明寛政文化年間挿杉セシモノ現存八本(目通り尺廻シ一丈以上)

曾祖父六之丞(先代儀左衛門長男、天明五年出生、嘉永四年死去)文政天保年間ニ植付セシモノ杉檜約五十本(目通り七八尺以上)

祖父六之丞(先代六之丞長男、文化八年十月出生、明治三十四年八月死去)弘化以来明治四年迄植付現存セル杉檜ハ約一千本(目通り尺廻シ五尺以上)

父六之丞(先代六之丞長男、天保十年十月出生)明治四年ヨリ同三十六年迄植付シモノ杉檜十五万本ニシテ現存セルモノ約三万本

現代富之助(先代六之丞長男、慶応三年十月出生)明治三十七年以後本年迄植林数杉檜約十二万本

三造林保護ノ方法

植林後六七年間毎年一回下草ヲ刈リ、十二三年ニ至リ枝打ヲナシ、約武十年ニテ間伐ト同時ニ枝打ヲナシ、約三十年ニテ間伐ト同時ニ枝打ヲナシ、四十年乃至五十年間ニ間伐ヲナセリ

四利用ノ方法及収穫

往時ハ自家建築用材ト為スノミナリシガ、文政五年道路付替後挽物トナシ牛馬ニ依リ京都へ搬出シ、明治十四年後荷車ニテ運輸セルヲ以テ漸次収穫ヲ増シ、年々百円内外ノ収入アリシガ、明治二十年以後ハ三四百円ニ上リ、明治三十年以後電柱用トシテ長木ノ俣搬出セルヨリ平均七八百円以上壱千円迄ノ収入ヲ見ルニ至レリ

雲ヶ畑村は、京都への道が万寿峠越であったため、柴・薪・黒木販売が主で、建築用として栗が重用され、杉檜松は生育していなかった。18世紀中頃、7代目儀左衛門が、杉檜が建築用材として良好と判断し、路辺・谷川沿など柴に適しないところに挿杉をはじめた。その後、祐助、儀左衛門が継承し、曾祖父六之丞が19世紀に入り種子を採取し杉檜を植付はじめる。村人は変わったことをするとして嘲笑したが屈せず、文政5年(1822)には交通路として小野川沿いに下道を開鑿し牛馬で京都に搬出可能となった。祖父六之丞は、元治元年(1864)の禁門の変による京都大火の木材需要に応じて、明治初年まで盛んに植林した。父六之丞は村民に植林を奨励し、明治元年杉檜3000本を植え、明治13年に車坂の改修と河川開鑿を行ない、荷車で運搬可能になる。明治2、3年の枝打法の開発や明治30年以降電柱の需要が増えたことにより、年間5～10万本、そして富之助代には年40万本の植林を行い、村の主要産業、全収穫の6割を超えた。

また波多野家は、現況として150年前の儀左衛門代の2本をはじめ、現存は約3万1千本、植林12万本と膨大な林業経営を行っていた。この「植林ニ付調」は、少し文言が修正されているが、府内有数の林業家として『京都府山林誌』『個人経営』にそのまま掲載されている(『京都府山林誌』327～329頁)。

波多野家には、明治元年から31年の毎年の立木販売に関する「山林立毛売渡年号控覚帳」(10-25)があり、林業経営の詳細が判明する。この帳面は、各年別に山林の字・反別・価格・販売先などを記録したものである。年別の販売額と1件あたりの平均販売額の変遷をまとめたものが図1である。販売額は、明治9年の47.25円から明治30年1949.74円と40倍の差があり、明治10年までは平均126円、明治11年に900円となる。その後、「植林ニ付調」にあるように、車坂の改修による荷車運搬により、同14年に1000円を超えるが、10年代は200円から500円台を推移した。明治23年に1000円近くになり、その後20年代は600円から700円台、同28年から増加し、電柱需要により、同30年に2000円まで伸びる。このような経営の展開により、大正11年10月京都府山林会第二回造林品評会において、杉人工造林の三等賞を受賞している(12-252)。

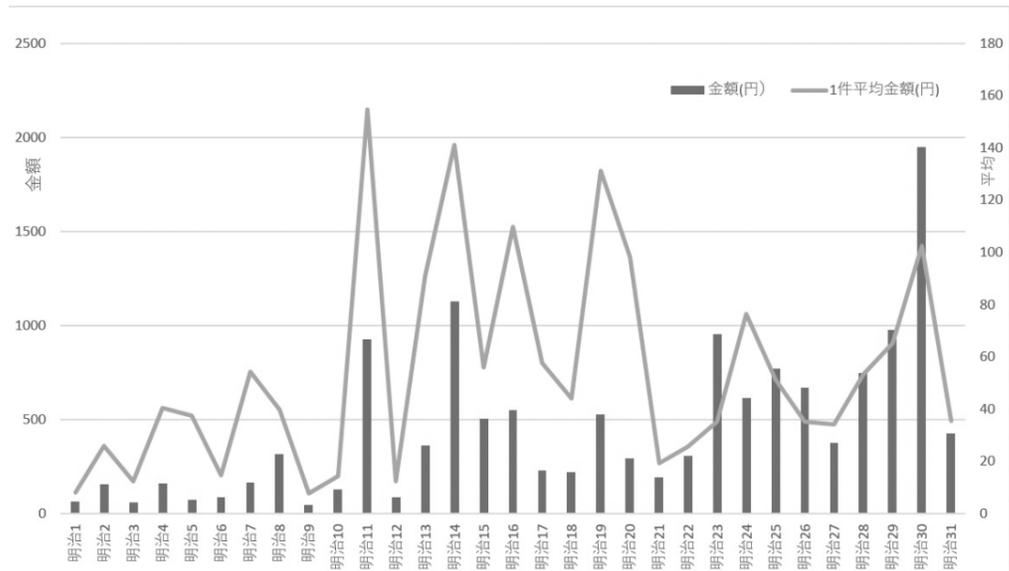


図1 波多野家の山林売買の変遷（明治元～31年）

3 御猟場監守長

近代雲ヶ畑に大きな影響を与えた宮内省の御猟場は、皇族、政府要人、軍人、外賓接待として利用された。全国的には、明治14年習志野原以降、同41年埼玉まで16ヶ所設置され、大正後半に新浜、埼玉以外は皇室の経費節減などで閉鎖となる。管轄部局は、主猟局、主猟寮、式部職主猟課と変遷し、組織は頭、主猟官、猟場監守長、鷹師などで構成される（パルテノン多摩編（2001））。

雲ヶ畑の御猟場は、明治22年「愛宕郡御猟場」として、雲ヶ畑村を中心に周辺村を含んで成立したが、住民の狩猟禁止により農林業への獣害が増加し、禁猟解除願が出され翌23年廃止となった。明治38年旅順要塞陥落記念として、雲ヶ畑村長の富之助他が願い出て、西の小野郷村の一部を含めて「愛宕御猟場」として再設置された。同41年範囲が拡張され「京都御猟場」と改称後、大正12年農林業の獣害などで廃止されるまで計20年間存在した。猟期は12～3月、組織は、監守長、監守、見廻、鳥獣保護嘱託員で、職務は御猟の準備や実施、区域内外の巡視取締、鳥獣の蕃殖状況員数報告である（東昇（2018））。明治39年英国王室使節の接待や大正6年北白川宮他皇族の来訪があった（写真1）。特に明治39年3月19日英国皇族アーサー・オブ・コンノート代ダビットソン大佐の猪狩に対して、英国皇帝（エドワード7世）から銅製ビクトリヤ王冠徽章を贈与されている（7-87）。

富之助は、村長として御猟場設置を願い出た後、御猟場職員の長である監守長を勤めた。波多野家には御猟場監守長文書といえる文書群があり（表1）、御猟場の実態が詳しく判明する。これらの簿冊は大正2年まで甲乙で分類され、その他御猟場文書、監守長他作成文書と4区分できる。①甲、基本となる宮内省主猟寮、監守、見廻などとの往復文書をまとめた「往復綴」、それらの文書の出所や番号、月日、件名がまとめられた「受付発送件名録」がほぼ毎年現存する。その他、「郵便電信脚夫仕払簿」「職員名簿」「簿冊目録標木控簿」。②乙、明治期の監守長が記した業務の「日誌」、御猟以外の様々な案件をまとめた「雑書綴」。③その他、大正期の給料や金銭の受領証をまとめた「証憑綴」、御猟で捕獲した猪、鹿の数、斤量、場所を記し印刷配布した「御猟獲物一覧表」、御猟場への出勤経路、出勤日記の「経歴書」、「猟犬受払簿」。④監守長他作成、監守長の御猟現場の立場や経費などを記した「御猟手帳」、猟場の地図や猟の際の各人の立場を記した図などがある。大正12年に廃止された御猟場は、同年雲ヶ畑村が運営主体となり雲ヶ畑猟区となり、昭和19年頃まで継続される（写真2）。



写真1 「朝香宮殿下御手植之月桂樹」碑
（波多野家蔵）



写真2 狩猟者の集合写真（追1-18）

分類	番号	表題	年	作成	形態	
甲	12-238	往復綴	明治 38	愛宕御獵場	冊子	
	9-1	往復綴	明治 41	京都御獵場	冊子	
	8-4	往復綴	明治 43	京都御獵場	冊子	
	9-3	往復綴	明治 44	京都御獵場	冊子	
	8-21	往復綴	大正元	京都御獵場	冊子	
	8-12	往復綴	大正 2	京都御獵場	冊子	
	9-2	往復綴	大正 3	京都御獵場	冊子	
	12-356	往復綴	大正 4	京都御獵場	冊子	
	12-210	往復綴	大正 6	京都御獵場	冊子	
	12-355	往復綴	大正 7	京都御獵場	冊子	
	8-1	往復綴	大正 8	京都御獵場	冊子	
	9-65	往復綴	大正 9	京都御獵場	冊子	
	8-2	往復綴	大正 10	京都御獵場	冊子	
	8-3	往復綴	大正 12	京都御獵場	冊子	
	12-246	受付送件名録	明治 38	愛宕御獵場	冊子	
	12-320	受付送件名録	明治 42	京都御獵場	冊子	
	12-243	受付送件名録	明治 44	京都御獵場	冊子	
	8-6	受付送件名録	明治 45	京都御獵場	冊子	
	12-235	受付送件名録	大正 2	京都御獵場	冊子	
	12-236	受付送件名録	大正 3	京都御獵場	冊子	
	12-248	受付送件名録	大正 5	京都御獵場	冊子	
	12-247	受付送件名録	大正 6	京都御獵場	冊子	
	12-237	受付送件名録	大正 7	京都御獵場	冊子	
	12-227	受付送件名録	大正 8	京都御獵場	冊子	
	8-5	受付送件名録	大正 9	京都御獵場	冊子	
	8-7	受付送件名録	大正 10	京都御獵場	冊子	
	8-8	受付送件名録	大正 11	京都御獵場	冊子	
	8-9	受付送件名録	大正 12	京都御獵場	冊子	
	12-244	郵便電信脚夫仕 払簿	明治 38	愛宕御獵場	冊子	
	12-228	郵便電信脚夫仕 払簿	明治 44	京都御獵場	冊子	
	12-292	郵便電信脚夫仕 払簿	大正 2	京都御獵場	冊子	
	12-250	職員名簿	明治 38	京都御獵場	冊子	
	12-360	簿冊目録標木控 簿	明治 38	京都御獵場	冊子	
	乙	12-241	日誌	明治 38	愛宕御獵場	冊子
		8-24	日誌	明治 42	京都御獵場	冊子
		8-22	日誌	明治 43	京都御獵場	冊子
8-23		日誌	明治 44	京都御獵場	冊子	
8-20		雑書綴	明治 38	御獵場	冊子	
12-233		雑書綴	明治 42	京都御獵場	冊子	
12-265		雑書綴	明治 45	京都御獵場	冊子	
12-234		雑書綴	大正 2	京都御獵場	冊子	
12-242		雑纂	大正 8	京都御獵場	冊子	
12-231		[雑書綴]	大正 8	京都御獵場	冊子	
12-296	[雑書綴]	大正 10	京都御獵場	冊子		

分類	番号	表題	年	作成	形態
その他	11-10	証憑綴	大正 2	京都御獵場	冊子
	11-11	証憑綴	大正 4	京都御獵場	冊子
	12-361	証憑綴	大正 5	京都御獵場	冊子
	11-1	証憑綴	大正 7	京都御獵場	冊子
	12-359	証憑綴	大正 8	京都御獵場	冊子
	12-358	証憑綴、但獵場監守之 分及見回共	大正 9	京都御獵場	冊子
	12-357	証憑綴、但獵場監守及 見回之分	大正 10	京都御獵場	冊子
	11-2	証憑綴、但獵場監守之 部	大正 11	京都御獵場	冊子
	11-3	証憑綴、但獵場見回之 部	大正 11	京都御獵場	冊子
	8-11	証憑綴、給料之部獵場 見回之分	大正 12	京都御獵場	冊子
	8-10	証憑綴、俸給之部獵場 監守之分	大正 12	京都御獵場	冊子
	12-239	御獵獲物一覽表日記綴	明治 39	愛宕御獵場	冊子
	12-301	御獵獲物一覽表	大正 2		冊子
	8-13	御獵獲物一覽表	大正 3	京都御獵場	冊子
	8-14	御獵獲物一覽表	大正 4	京都御獵場	冊子
	8-15	御獵獲物一覽表	大正 4	京都御獵場	冊子
	8-16	御獵獲物一覽表	大正 4	京都御獵場	冊子
	8-19	御獵獲物一覽表	大正 6	京都御獵場	冊子
	8-17	御獵獲物一覽表	大正 8	京都御獵場	冊子
	8-18	御獵獲物一覽表	大正 8	京都御獵場	冊子
9-66	職員積立金台帳	大正 3	京都御獵場	冊子	
11-36	経歴書副本	大正 9	京都御獵場	冊子	
12-294	経歴書副本	大正 9	京都御獵場	冊子	
11-9	請求書	大正 12	京都御獵場	冊子	
11-8	獵犬受払簿	明治 41	京都御獵場	冊子	
監守長	9-197	[御獵手帳]	明治 43		手帳
	9-198	[御獵手帳]	明治 44		手帳
	9-199	[御獵手帳]	大正 2		手帳
	9-193	[御獵手帳]	大正 6		手帳
	9-200	[御獵手帳]	大正 6		手帳
	9-62	御獵(手帳)	大正 7		手帳
	9-194	[御獵手帳]	大正 8		手帳
	9-195	[御獵手帳]	大正 9		手帳
	9-196	[御獵手帳]	大正 11		手帳
	2-31	御獵場仕払金控帳	明治 38	監守長	横帳
	12-249	御獵御宿泊覚	大正 7	波多野富之助	冊子
	12-300	獵犬雇認表	大正	監守長波多野富之助	冊子
	9-64	京都御獵場図 全	大正 3		一紙
	9-63	京都御獵場全図並付近 地区	明治 28		一紙
11-39	京都御獵場第二区獵場 立場調書			冊子	
11-40	京都御獵場立場略図			冊子	
11-37	京都御獵場内受持区画 調	大正 10		冊子	
11-35	京都御獵場内第壹区雲 ヶ畑村内立場之調べ	大正 8	雲ヶ畑村見回	冊子	
11-38	獵場立場地区		第貳区監守 西田作次郎	冊子	

4 志明院と雲ヶ畑の記録

雲ヶ畑出谷にある岩屋山志明院は、『雍州府志』『拾遺都名所図会』に登場する寺院である。資料翻刻に掲載した「京北山岩屋山金峯寺略縁起」(12-295、資料翻刻㉑、写真3)は、近世の木版と考えられ、病氣治癒として香水・役行者・弘法大師・飛龍権現・不動明王・菅原道真・橘天神の縁起を記す。

富之助は、昭和2年7月「岩屋山記」(2-7、資料翻刻㉒)と「志明院志稿」(2-6)をまとめており、特に前者は、雲ヶ畑の記録・地誌ともいえる内容である。「岩屋山記」の巻末には「本記ハ拙者閑暇ニ調掲セリ、明治(昭和)六年宮内省図寮ヨリ志明院ノ旧記取調ノ為御出張ノ節、本記ト共ニ志明院志稿ヲ貸与セシ節、執事印ヲ捺押シ図書寮へ差出セシ節番号ヲ附セリ、其後取り戻セシナリ」とある。ここには、富之助がまとめたものを、昭和6年の図書寮の旧記調査の際に志明院に貸与し提出され、その後返却されたとある。この図書寮の調査は、宮内公文書館所蔵「図書録」の昭和6年2月に、志明院古文書外2部、岩屋山志明院より借用返却の件とあり記録が残っている(小倉慈司編『宮内公文書館所蔵『図書録』(戦前期)件名目録』2015年)。また「岩屋山志明院記草稿」(11-5)には、昭和2年7月22日誌終とあり、「岩屋山記」にも修正追加部分があることから未定稿であったと考えられる。

同時に提出された「志明院志稿」は「昭和五年十一月表紙付ス」とあり、「岩屋山記」と同時期の編纂と考えられる。内容は、まず明治34年7月20日湯本文彦撰「岩屋山金光峰記」、続いて「志明院志稿」として、寺号・所在・創立・仏像・什宝・寺域・堂宇が記される。湯本文彦は、京都府の委員として明治24年から35年まで「京都府寺誌稿」を編纂しており、湯本の文章を写した可能性がある。しかし「茶所」の項に「明治三十六年本堂再建ノ計画ニ際シ信徒ノ建立スル所」と、「京都府寺誌稿」編纂以降の情報が含まれること、文末に「波多野富之助誌之」とあることから、富之助の執筆の可能性が高い。

「岩屋山記」は内容から6区分できる。①志明院の縁起、神代から大正期まで記し、天津石門別稚姫や倭彦王など近世の縁起には存在しない由緒の登場。②岩屋山、「当山ノ名蹟」として鳥居や浄石などの解説があり、「元大峰岩屋三山」である霊洞山、金光山、嶋塔山と瀧谷の「二十一箇所ノ名洞霊跡」が続く。大和の大峯山と比較し男女の参詣が可能なこと、7月の大会の様子の記事。③惟喬親王の史跡、高雲寺から棧敷嶽・惟喬神社(雌宮)・夫婦岩の解説。④雲ヶ畑の史跡と現況、京都市の植物園前から雲ヶ

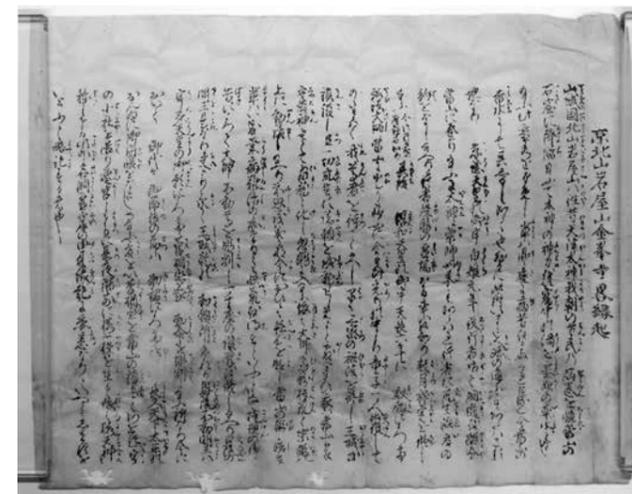


写真3 「京北山岩屋山金峯寺略縁起」(12-295、資料翻刻㉑)



写真4 雌鳥社、現在の惟喬神社（筆者撮影）

畑への道のり、当時の村役場・駐在所・学校・産業組合・商店中村屋などと各所の史跡。⑤志明院の現況、当時存在した什宝・什器・堂宇の概要。⑥雲ヶ畑の自然風土、賀茂川の水源地である小野川の豊かな自然の紹介と皇室の御用川と鮎献上、を記す。

これらの内容は、近世の地誌の引用も多く、天明7年（1787）刊『拾遺都名所図会』では、車坂・満樹峠・惟喬般若・雌鳥社（写真4）・岩屋一鳥居・岩屋山金峯寺（奥院・天神宮・飛龍瀧・弘法大師護摩洞・香水・役行者座禪石）・棧敷嶽が立項されている。『拾遺都名所図会』の「香木」では「巖窟より滴出す、葉王薩埵此水を穿出して諸葉を濯洗し給へり、これによつて其香今において自然に薫る、もろゝの病苦の者これを服するに癒ずといふ事なし、末代といへども此香水の誉世に高し」とあるが、ほぼ同じである。

しかし近世の縁起や地誌の引用が中心か、ということそうではなく、③④⑥は惟喬親王やその他の史跡、当時の雲ヶ畑の概況が数多く追加されている。特に、尋常高等小学校には、「御獵場祈念」の久邇宮・北白川宮、東郷・黒木・樺山・上村など元帥各大将の手植の松が繁茂し、村役場には、大正天皇大嘗会御用の拝領建物、朝香宮手植の月桂樹、巖嶋神社には、東郷元帥真蹟の日清・日露忠魂碑、久邇宮・多賀王手植の月桂樹、英皇弟コンノト殿下陪獵の記念杉と、村の中心部に御獵場時代の記念物が数多く存在する。志明院の近世以来の由緒に加えて、富之助自身が関わった御獵場の来訪者にまつわる新たな記念物がまとめられている。

この「岩屋山記」は、村外からの遊覧客を対象にした「雲ヶ畑案内」的な要素を多分に含んでいる。「京都ヨリ行路ハ四五年以前ヨリ府道トナリ、爾来協力改築大ニ面目ヲ改メタリ、数年後ハ完成スベシ、大暑ノ際一日行程ノ避暑地トシテ好適ノ霊所ナリ」とあることから、京都近郊の避暑地となることを宣伝している。この時期、雲ヶ畑村は冬に獵区を運営していたが、年中通じての来訪を企図していた可能性もある。富之助は、林業経営が盛んとなり、民間向けの獵区へと展開していた昭和初期に、近世から大正までの新旧の由緒をまとめ、雲ヶ畑の歴史・風土・自然を総合した新しい地誌・案内を作ろうとしていたのではないだろうか。

参考文献

- ・パルテノン多摩編（2001）『聖蹟と鳥獣「連光寺村御獵場」がもたらしたもの』
- ・東昇（2018）「近代京都御獵場から雲ヶ畑獵区への変遷と実態」（第61回歴史地理学会大会自由論題要旨）『歴史地理学』289
- ・橋爪伸子（2019）「近代日本の食文化における乳の受容と菓子」江原絢子・平田昌弘・和仁皓明編著、一般社団法人Jミルク企画編集『近代日本の乳食文化 その経緯と定着』

表紙の解説

	1	2	3
5		4	
(裏)		(表)	

- 1 天保8年(1837)「山城国愛宕郡小野郷中畑村絵図」(7-5)
- 2 波多野家の門 (波多野眞氏提供)
- 3 御狹の様子 (追加 1-18)
- 4 波多野家母屋と庭 (波多野眞氏提供)
- 5 御狹場関係文書・御用役杉鑑札

京都府立大学文化遺産叢書 (2008～)

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報
—御用日記・諸願控の総合的研究—
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観—地域文化遺産の情報化—
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽地域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観—
- 7 熊野の信仰と景観—宗教遺産学の試み—
- 8 石見銀山域の歴史と景観—世界遺産と地域遺産—
- 9 和束地域の歴史と文化遺産
- 10 八幡・南山城地域の寺院資料と信仰—京都府歴史資料調査—
- 11 舞鶴の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 13 古代寺院の儀礼・経営に関する分野横断的研究
- 14 舞鶴・京丹後地域の文化遺産
- 15 沖縄の宗教・葬送儀礼・戦没者慰霊
- 16 舞鶴の地域連携と世代間交流 井上奥本家文書調査報告
- 17 トルコ・アナトリアの「歴史的層性」と文化遺産
- 18 京都東山・三嶋神社文書調査報告



京都府立大学文化遺産叢書 第19集

京都雲ヶ畑・波多野六之丞家文書調査報告

編集 東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2020年3月31日

印刷 株式会社 谷印刷所